

第1章 基本計画の策定

1. 策定の目的

貴重な歴史的文化遺産である国史跡井野長割遺跡を適切、かつ計画的に保存・管理し、整備・活用を図ることを目的に保存整備計画を策定することとした。なお、本計画書は基本方針及び基本構想を示すものであり、具体的な手法と設計図を示す実施計画については別途策定することとする。

2. 史跡指定と計画策定に至る経緯

(1) 史跡指定に至る経緯

平成 11 年 4 月に、佐倉市井野東土地区画整理組合設立準備会（以下、事業者）が佐倉市教育委員会を通じて千葉県教育委員会教育長宛てに、事業地 481,174.23 m²を対象に「埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについて」の照会文書を提出した。佐倉市教育委員会文化課は、現地踏査の結果を踏まえて千葉県教育委員会に副申した。千葉県教育委員会は副申を受け、平成 12 年 3 月に井野外山遺跡、井野安坂山遺跡、井野長割遺跡、井野城跡、井野宮ノ台遺跡が所在する旨、佐倉市教育委員会を通じて事業者に通知した。

井野長割遺跡については、同年 11 月に事業者から文化財保護法に基づく埋蔵文化財発掘届が佐倉市教育委員会を通じて千葉県教育委員会に提出され、これを受け千葉県教育委員会、佐倉市教育委員会、事業者の三者で遺跡の取扱いについて協議を重ねた。その結果、遺跡の内容を確認するための確認調査を実施することで合意した。確認調査は、千葉県教育委員会及び佐倉市教育委員会指導のもと、事業者が財団法人（現公益財団法人）印旛郡市文化財センターに委託して実施された。

平成 13 年の確認調査では、盛土遺構がきわめて良好な状態で遺存していることが判明したため、遺跡の取扱いについて県・市・事業者の三者で協議した。その後、平成 14 年に遺跡の内容確認と範囲確認の調査を実施し、遺跡の重要性が追認されることになった。そして、県・市・事業者と遺跡の取扱いについて協議を重ねた結果、後世に伝えるべき重要な遺産であるとの認識から区画整理事業の計画変更により現状保存することで見解が一致した。市では、平成 15 年に国史跡の指定申請の方向性を打ち出し、文化庁・県の指導を仰ぎながら指定範囲の協議と範囲確定のための調査に入った。発掘調査については、平成 15 年 7 月に「佐倉市井野長割遺跡発掘調査指導委員会」を設置し、調査方法について具体的な指導を受けた（参考資料 1・2）。

平成 16 年には国指定の申請について協議を経て申請書を提出し、平成 17 年 3 月に指定された。

(2) 指定範囲

指定範囲は、参考資料 3・4 のとおりである。所在地は、佐倉市井野字長割 853 番地-1 他である。指定面積（実測面積）は 22,955.65 m²で、そのうち市有地（井野小学校敷地内）が 2,555.29 m²、国有地が 1,101.73 m²、民有地が 19,298.63 m²であったが、平成 19 年度に国有地及び民有地の公有化を終了し、平成 20 年に史跡境界標を設置した。

(3) 計画策定に至る経緯と体制

国史跡の指定を受け、平成 19 年 3 月に史跡の管理、調査、整備、活用についての検討を専門的な立場から行い、指導、助言を得ることを目的に「史跡井野長割遺跡整備検討会」を組織し、整備の具体的な内容について検討した（参考資料 5・6）。

平成 22 年 11 月には公募による市民委員を加え、「史跡井野長割遺跡整備検討委員会」（参考資料 7・8）を組織した。そして、整備に関する検討を継続しつつ、事務局で作成した「保存整備

「基本計画書（案）」を本委員会に諮問し、平成25年のパブリックコメントを経て平成25年3月に同計画書を策定した。